

生涯学習課

①りよくを、②さがして、③ってみよう…美郷の四季彩

「美郷の風景 魅力探索 写真コンテスト」

～自然に内在する造形美、詩的な喚起力を持つポイントを探そう～

「春の部」の作品を募集しています

【「春の部」の作品受付中】

募集内容 ●美郷の魅力ある春の風景写真

※町の観光パンフレットで紹介されている
場所は審査対象外です。

応募資格 ●町内外の別、年齢は問いませんが、アマチュアの方に限ります。

作品規格 ●A 4パネル仕上げまたはフレームに入れて
出品してください。

出品数 ●一人何点でも出品できます。

応募方法 ●美郷町公民館、美郷町学友館、美郷町北ふれあい館に備え付けの「申込書」に記入し、
作品を添えて上記窓口に提出してください。

募集期限 ●5月31日(土)

その他 ●入選された作品の著作権は町に帰属し、町イベントでの展示や印刷物への利用など、
美郷町のPRに活用されます。あらかじめご承諾ください。

問い合わせ ●町教育委員会 生涯学習課 社会教育班(美郷町公民館内) ☎0187(84)4915

スポーツボランティアを募集します

町では、スポーツ大会やイベント等で一緒にスタッフとしてご協力いただける町民の方を募集します。

年齢や性別は問いません。お近くの体育施設または公民館等に備え付けの用紙にてお申し込みください。

■過去のボランティア内容

各種大会等の参加者受付業務、大会運営補助、選手の誘導・車両誘導 など

問い合わせ ●町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

建設課

4月1日(火)から

水道料金・下水道使用料等が改定されます

平成26年4月1日からの消費税率の改定(5%から8%)に伴い、水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料が一律3%増(1円未満切り捨て)の改定になります。ただし、4月1日以降最初の検針分につ

いては、改訂前の5%の消費税率が適用となります。ご利用される皆さまには負担増となりますが、ご理解をお願いします。

問い合わせ ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

農政課

緑の募金へのご協力をお願いします

4月10日から5月31日の春季緑化運動期間に合わせて、緑の募金の「家庭募金」と「学校募金」を行います。活動の趣旨にご賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

■募金の活用方法

皆様から寄せられた募金は、全国的・国際的な活動への支援や各都道府県における森林整備等の活動支援に活用されます。

■緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施しており、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として「家庭募金」と「学校募金」への協力をお願いしています。

問い合わせ ●町農政課 農林整備班
☎0187(84)4908(内線2704)

国民年金からのお知らせ

平成26年度の国民年金保険料は月額15,250円です

国民年金保険料の納付期限は翌月末日です。保険料は納付期限までに忘れずに納めましょう。

いろいろあります。国民年金保険料の納め方

■納付書(現金)で納付

日本年金機構から送付される納付書を使って納付します。銀行、郵便局、農協、信用金庫、コンビニエンスストア等で納めることができます。

前納制度(保険料の前払い)を利用すると保険料が割引されてお得です。1年度分の前納は3,250円、6カ月分の前納は740円の割引になります。前納用の納付書は「納付案内書」に綴られています。

■クレジットカードで納付

年金事務所または町住民生活課へ事前に申し込みが必要です。申し込み後はクレジットカード会社が継続的に立替納付を行います。カードを提示し、直接納付する方法ではありません。

■口座振替で納付

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納(割引額1,040円)・1年度前納(割引額3,840円)・2年度前納(割引額14,800円)があり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関や年金事務所または町住民生活課へお申し出ください。

■電子納付

金融機関とインターネットバンキングの契約が必要になりますので、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

保険料の納付が困難な方には保険料免除制度があります。
未納のままにせず、お早めに相談・手続きをお願いします。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)
大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2295

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料が年金から特別徴収(差し引き)されている皆さんへ 4月・6月・8月分の介護保険料は仮徴収となります

■仮徴収

介護保険料は住民税の課税状況などによってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定するため、介護保険料の年額の確定は7月になり、4月・6月・8月は確定保険料での徴収ができません。前年度の年額をもとにした仮の保険料での特別徴収(差し引き)となり、このことを仮徴収といいます。

4月は2月と同じ額が仮徴収されます。7月に介護保険料の年額が決まった後は、年額から仮徴収額を差し引いた額が10月・12月・2月に支給される年金から徴収(本徴収)されます。

4月から新規に仮徴収が始まる方と6月以降の仮徴収額が変更になる方には、4月10日ごろにお知らせを郵送します。仮徴収額が変わらない方には7月にお知らせします。

大曲仙北広域市町村圏組合では、ホームページ「OS介護ネット」を通じて、介護保険の情報を公開しています。ぜひご覧ください。

<http://www.oskaigonet.or.jp/>

※65歳以上で介護保険料が年金から特別徴収されていない方については、年額決定後の7月中旬に送付される納付書で納めることとなります。口座振替を申し込んでいる方は、口座からの引き落としになります。

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
美郷町役場 福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907